

《実務上の留意点：内国法人の外国法人税の減額と外国子会社の外国法人税の減額とがあった場合の取扱い》

外国税額控除の対象となる外国法人税には、内国法人が納付するものと特定外国子会社等が納付するものがあり、前者に関しては直接外国税額控除により、後者に関しては外国子会社合算税制に係る外国税額控除により控除が行われることとなりますが、これらの外国法人税が外国税額控除の適用を受けた後に減額されたときは、上記図表 25 に示した税額の調整と所得の金額の調整を行うこととなります。

この場合、減額控除対象外国法人税額（下記 1（2）を参照）を控除することとなる納付控除対象外国法人税額や控除限度超過額<sup>58</sup>については、それらが直接外国税額控除から生ずるものか、あるいは、外国子会社合算税制に係る外国税額控除から生ずるものか<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>ということ、問題はなりません。簡単に言えば、控除される方（納付控除対象外国法人税額及び控除限度超過額）はその内訳を問題とする必要はないということになるわけですが、これは、減額控除対象外国法人税額を控除することとなる納付控除対象外国法人税額や控除限度超過額が上記の二つの外国税額控除のいずれから生ずるものであったとしても、減額控除対象外国法人税額の控除に際し、税額控除や所得金額の計算に相違が生ずる仕組みとはなっていないためです。

これに対して、納付控除対象外国法人税額や控除限度超過額から控除する減額控除対象外国法人税額に関しては、その控除する部分が内国法人が納付して直接外国税額控除の対象とした外国法人税が減額されたことによって生じた減額控除対象外国法人税額であるのか、あるいは、特定外国子会社等が納付して外国子会社

<sup>58</sup> 平成 21 年度改正の経過措置期間中は、外国子会社及び一定の外国孫会社が納付する外国法人税に係る間接外国税額控除による納付控除対象外国法人税額及び控除限度超過額も含まれます。